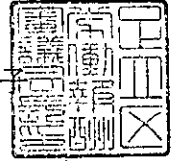


平成29年2月7日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会
会長 渡部 典子



平成29年度労働報酬下限額について（答申）

平成28年7月21日付28足総契発第554号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

- 1 工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額
 - (1) 熟練労働者、一人親方
平成28年度公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。
 - (2) 熟練労働者以外の労働者
 - (1) により得た平成28年度公共工事設計労務単価の「軽作業員」の額に、70%を乗じて得た額が妥当である。
(1時間あたり1,119円)
- 2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）に係わる労働報酬下限額
平成28年度足立区臨時職員単価（事務補助A）と同額が妥当である。
(1時間あたり970円)
- 3 指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額
上記2に示す労働報酬下限額と同額が妥当である。
(1時間あたり970円)

【意見】

- 1 複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額の取扱いについて
 - (1) 複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額については、その年度ごとに定

める最新の下限額を適用されたい。

- (2) 平成27年度以前に締結した、複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）およびに指定管理者との協定に係る下限額については、入札の公告または通知をした年度の労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回った場合、その年度以降の労働報酬下限額は東京都の最低賃金とされたい。

ただし、年度途中で東京都の最低賃金が改正され、労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、東京都の最低賃金とされたい。

- 2 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。

- (1) 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。
- (2) 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準見積書の活用、建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。
- (3) 工事の設計変更に対する柔軟な対応、適正な予定価格の設定と積算の詳細内容の公開、図面契約条項の見直しについても引き続き検討されたい。
- (4) 労働者が自らの労働報酬下限額を容易に確認できる方法を導入されたい。

- 3 今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。

- (1) 発注時期の平準化や余裕を持った工期設定について検討されたい。
- (2) 国土交通省や東京都で試行実施している、週休二日制確保モデル工事や女性活躍モデル工事について検討されたい。
- (3) 若年労働者の入職者を増やす方策について研究されたい。
- (4) 平成27年度末に実施したアンケートの集計結果を踏まえ、熟練労働者以外の労働者の基準について検討されたい。
- (5) 業務委託契約の労働報酬下限額については一律とするのではなく、業務内容に応じた職種ごとの下限額とすることを検討されたい。

以上